

議第4号

高山市行政組織条例の一部を改正する条例について

高山市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月28日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政組織の見直しを行うため改正しようとする。

高山市行政組織条例の一部を改正する条例

高山市行政組織条例（昭和56年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1) <u>企画管理部</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>ブランド・海外戦略部</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2 <u>前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌するため、市に次の室を置く。</u></p> <p>(1) <u>危機管理室</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>企画管理部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>秘書、広報及び公聴に関すること。</u></p> <p>ウ <u>人事、給与及び福利厚生に関すること。</u></p> <p>エ <u>議会及び条例、規則並びに行政一般に関すること。</u></p> <p>オ <u>職員研修に関すること。</u></p> <p>カ (略)</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1) <u>企画部</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>海外戦略部</u></p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>企画部</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>秘書に関すること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>ブランド戦略に関すること。</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p>ア <u>人事、給与及び福利厚生に関すること。</u></p>

(2) (略)

(3) ブランド・海外戦略部

ア ブランド戦略に関すること。

イ 海外戦略に関すること。

ウ 国際交流、国際協力及び国際化の推進に関すること。

(4)～(9) (略)

(10)・(11) (略)

2 前条第2項に規定する室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 危機管理室

ア 防災及び国民保護に関すること。

イ 市行政の運営に重大な支障が生じる事態の対応に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、危機事案に対する総合調整に関すること。

イ 議会及び条例、規則並びに行政一般に関すること。

ウ 職員研修に関すること。

エ 広報、公聴及び情報に関すること。

オ 行政経営に関すること。

カ 防災及び国民保護に関すること。

キ 市行政の運営に重大な支障が生じる事態の対応に関すること。

ク カ及びキに掲げるもののほか、危機事案に対する総合調整に関すること。

(3) (略)

(4)～(9) (略)

(10) 海外戦略部

ア 海外戦略に関すること。

イ 国際交流、国際協力及び国際化の推進に関すること。

(11)・(12) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(高山市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 高山市特別職報酬等審議会条例（昭和39年高山市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>企画管理部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。

（高山市総合計画審議会設置条例の一部改正）

3 高山市総合計画審議会設置条例（昭和42年高山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>企画管理部</u> において行う。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>企画部</u> において行う。

（高山市行政改革推進委員会設置条例の一部改正）

4 高山市行政改革推進委員会設置条例（平成6年高山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>企画管理部</u> において行う。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>総務部</u> において行う。